

I C T 活用工事実施要領

令和 8 年 10 月

山口県農林水産部

目 次

1	I C T活用工事の概要.....	1
2	I C T活用工事の内容.....	1
3	I C T活用工事の対象工事	1
4	I C T活用工事の発注方式	2
5	発注における入札公告等	2
6	実施に係る手続き	2
7	工事費の積算.....	3
8	監督・検査	3
9	工事成績評価.....	3
10	I C T活用工事の導入における留意点.....	4
11	I C T活用工事普及推進のための取組み	5
12	その他	5
13	附則	5

1 ICT活用工事の概要

ICT活用工事とは、建設現場の生産性向上を目的として、建設生産プロセスの各段階において、次に示すICT施工技術を活用する工事である。

表－1 ICT活用工事の実施内容

CT活用工事の実施内容ICT施工技術	必須・選択項目の区分
①3次元起工測量	○
②3次元設計データ作成	●
③ICT建設機械による施工	○
④3次元出来形管理等の施工管理	●
⑤3次元データのオンライン電子納品※	●

●：必須 ○：選択可

※山口県が使用するオンライン電子納品システム「My City Construction」

(URL：<https://mycityconstruction.jp/>) を利用すること。

2 ICT活用工事の内容

ICT活用工事の実施に当たっては、山口県土木工事共通仕様書、山口県土木工事共通仕様書（農村整備編）、山口県土木工事共通仕様書（森林土木編）、山口県土木工事施工管理基準、山口県土木工事施工管理基準（農村整備編）、農林水産省が定めるガイドライン及び国土交通省が定める要領等に基づいて行うものとする。

※農林水産省が定めるガイドライン等の URL

<https://www.maff.go.jp/j/nousin/sekkei/220812.html>

※国土交通省が定める要領等の URL

https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/sosei_constplan_tk_000051.html

なお、農林水産省・国土交通省双方に基準のある場合は農林水産省のものを優先する。

3 ICT活用工事の対象工事

原則として山口県農林水産部が発注する工事の内、営繕工事を除くすべての工事を対象とする。ただし、(1)に該当するものは、対象としない。

(1) 適用対象外

- ア 農林水産省のガイドライン及び国土交通省の実施要領に記載がないもの
- イ 山口県土木工事施工管理基準に基づく出来形管理を行わないもの
(例) 土砂搬出のみの工事、維持・補修等
- ウ 緊急を要するもの
- エ 予算上の制約があるもの

(2) 留意事項

次の事業については、事前に事業主管課と協議すること。

- ア 災害復旧事業

4 ICT活用工事の発注方式

(1) 発注者指定型

- ア 事前に3次元測量や3次元設計データの作成が実施されている工事
 - イ 河川堆積土砂撤去工事 (ICT土工)
 - ウ 路盤工事 (ICT舗装工)
 - エ 植生工事※1・吹付工事※2・吹付法枠工事 (ICT法面工)
- ※1 植生工事：植生基材吹付、客土吹付
※2 吹付工事：コンクリート吹付、モルタル吹付

(2) 受注者希望型

上記(1)を除くすべての対象工事は、契約後、受注者がICT活用工事の実施を希望した場合に、発注者との協議を経て実施する「受注者希望型」とする。

なお、ICT活用工事として発注していない工事において、契約後に受注者からICT活用工事の実施の申し出があった場合は、受発注者の協議により事後設定することができるものとする。

5 発注における入札公告等

発注者は、ICT活用工事の発注にあたって、入札公告及び施工条件書にICT活用工事の対象であること及び発注方式を明記する。

6 実施に係る手続き

受注者は、契約後、施工計画書の提出までに発注者が指定したICT施工技術及び実施を希望するICT施工技術について、ICT活用工事計画書に具体的な実施内容を記載し、発注者と協議を行うものとする。

発注者は、受注者と協議が整った内容について、I C T施工技術の実施を指示するものとする。また、追加の指示を行った場合は、適切に設計変更を行うものとする。

受注者は、I C T施工技術の実施内容について、施工計画書に記載するものとする。

7 工事費の積算

(1) 発注者指定型

当初は、通常の工事として積算し、発注するものとする。

契約後、受発注者協議を経てI C T活用工事を実施する項目及び現場でのI C T施工の実績により設計を変更し、落札率を乗じた価格により変更契約を行うものとする。

(2) 受注者希望型

当初は、通常の工事として積算し、発注するものとする。

契約後、受注者からの提案により受発注者協議を経てI C T活用工事を実施する場合は、現場でのI C T施工の実績により設計を変更し、落札率を乗じた価格により変更契約を行うものとする。

(3) 積算基準

I C T活用工事の積算は、「土地改良工事積算基準（土木工事）」、「治山林道必携 積算・施工編」、「土地改良工事積算基準（調査・測量・設計）」、「治山林道必携 調査・測量・設計編」、「山口県設計標準歩掛表」、「山口県業務関係積算基準及び標準歩掛表」、「情報化施工技術の活用ガイドライン（別紙）（農林水産省）」及び国土交通省が定める要領によるものとする。これらに掲載がないもの及び適用範囲を超える場合については、見積りによるものとする。

また、3次元起工測量・3次元設計データの作成を必要とする場合は、共通仮設費の技術管理費に計上するものとする。なお、丁張の設置等の費用などI C T活用工事の実施に伴い不要となる費用がある場合には、これを控除した必要額を適正に積み上げるものとする。

8 監督・検査

I C T活用工事の監督及び検査にあたっては、山口県土木工事施工管理基準、山口県土木工事施工管理基準（農村整備編）、農林水産省が定めるガイドライン及び国土交通省が定める要領等に則り実施するものとする。監督職員及び検査職員は、受注者に従来手法との二重管理を求めないものとする。

9 工事成績評定

I C T活用工事の工事成績評定については、「工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表（土木工事用）」の「創意工夫」の最高点を3点から5点に、「工事特性」の最高点を6点から4点に変更し、次のとおり評価するものとする。

- （1）I C T施工技術の①～⑤の全てを実施した場合（工種によっては③を除く）
創意工夫【施工】で2点を加点する。
- （2）I C T施工技術のうち、必須項目（②④⑤）を実施した場合
創意工夫【施工】で1点を加点する。
- （3）I C T活用工事を中止した場合
受注者の責めに帰すことができない事由によりI C T活用工事を中止した場合については、加点対象とせず減点は行わない。

10 I C T活用工事の導入における留意点

受注者が円滑にI C T施工技術を活用できる環境整備として、次の措置を行うものとする。

- （1）3次元データ等の作成
発注者は、従来基準による2次元の設計データによりI C T活用工事を発注した場合は、契約後の協議において「3次元起工測量」及び「3次元設計データ作成」の実施を受注者に指示し、これにかかる経費を当該工事に変更計上するものとする。
- （2）3次元データ等の貸与
発注者は、詳細設計業務において、3次元測量データ及び3次元設計データを作成した場合は受注者に貸与するものとする。この場合において、3次元設計データの加工・修正等が必要となった場合は、その実施を受注者に指示し、これにかかる経費を当該工事に変更計上するものとする。
- （3）出来形管理写真管理について
3次元出来形管理を行う場合の写真管理は、山口県土木工事施工管理基準（写真管理基準）に基づき、従来の方法よりも出来形管理写真の撮影頻度を減ずることができる。
- （4）I C T活用工事（舗装工）の表層工について
表層工については、出来形管理のタイミングが複数回にわたることにより一度の計測面積が限定される等、面管理が非効率になる場合は、従来手法での出来形管理を行ってもよい。また、降雪・積雪等によって面管理が実施できない

場合においても、管理断面及び変化点の計測による出来形管理が選択できるものとする。

(5) ICT活用工事（法面工）の植生工事・吹付工事・吹付法枠工事

現地合わせによる施工を行う植生工事・吹付工事・吹付法枠工事については、出来形計測時に用いる設計値は従来どおりとし、3次元設計データの作成は必須としない。

11 ICT活用工事普及推進のための取組み

受注者は、ICT活用工事の推進を目的として、山口県 i-Construction 推進連絡会又は山口県が主催する現場見学会等の実施に協力するものとする。

12 その他

この要領に定めのない事項については、発注者、受注者双方が協議して定めるものとする。

13 附則

この要領は、令和2年10月1日から施行する。

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

この要領は、令和4年10月1日から施行する。

この要領は、令和5年5月1日から施行する。

この要領は、令和6年10月1日から施行する。

この要領は、令和7年10月1日から施行する。

この要領は、令和8年10月1日から施行する。